

令和3年監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項に基づき令和3年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年11月24日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 澤田憲宏

## 令和3年度定例監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

### 2. 監査の方針

令和3年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

### 3. 監査期間及び対象

| 監 査 日 時     | 監 査 対 象 課 等                     | 備 考 |
|-------------|---------------------------------|-----|
| 11月4日 9:30～ | 総務課、災害対策室、議会事務局、<br>会計室、監査委員事務局 |     |
| 14:30～      | 総 評                             |     |
| 5日 9:30～    | 学校教育課、調理場、税務課                   |     |
| 14:30～      | 総 評                             |     |
| 10日 9:30～   | 政策調整課、産業環境課、土木課                 |     |
| 14:30～      | 総 評                             |     |
| 12日 9:30～   | 都市整備課、介護健康課                     |     |
| 14:30～      | 総 評                             |     |
| 17日 9:30～   | 生涯学習課、文化会館                      |     |
| 14:30～      | 総 評                             |     |
| 18日 9:30～   | 福祉児童課、多機能児童館等準備室、<br>住民課        |     |
| 14:30～      | 総 評                             |     |

### 4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

## 5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じてください。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知してください。

## 6. 指摘事項

(1) 住民情報システム機器等保守委託業務（1, 375, 110円）において NEC ネクサソリューションズが受注していますが、機器の保守については、NEC フィールドイングが行っています。NEC ネクサソリューションズから下請届を提出させてください。

また、本契約は作業報告書の提出がない場合に当たりますので、検査調書を省略してください。

(総務課)

(2) し尿収集手数料の徴収に際し、年度当初からエクセル管理による口座振替を行う予定であったが、金融機関との調整に時間を要することを理由に、4月1日付けで予備費を充用し、従来やし尿データ業務を延長して執行された。

今後は、業務の変更に際し関係機関とよく調整をし、計画に沿って事務を進めてください。

(産業環境課)

## 7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等があったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今回の監査での意見を参考にしていただき書類の作成を今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めてください。